

公示の方法による送付書

令和6年10月17日

下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。

近畿税理士会
会長 石原 健次

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	78108
	事務所住所又は 税理士法人事務所住所	大阪市北区西天満5丁目1-9大和地所 南森町ビル4階3A号室
	氏名又は 税理士法人名	中村 雅晴
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	滞納支部会費「督促状」・・・・・・1通	

【注意】

近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。

公示の方法による送付書

令和6年10月17日

下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。

近畿税理士会
会長 石原 健次

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	97970
	事務所住所又は 税理士法人事務所住所	大阪市北区西天満3丁目10番3号 403号室
	氏名又は 税理士法人名	南郷 誠治
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	滞納支部会費「督促状」・・・・・・1通	

【注意】

近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。

公示の方法による送付書

令和6年10月17日

下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。

近畿税理士会
会長 石原 健次

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	31358
	事務所住所又は 税理士法人事務所住所	大阪市天王寺区上本町7丁目2番10号
	氏名又は 税理士法人名	國重 英三
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	滞納支部会費「督促状」・・・・・・1通	

【注意】

近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。

公示の方法による送付書

令和6年10月17日

下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。

近畿税理士会
会長 石原 健次

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	85095
	事務所住所又は 税理士法人事務所住所	大阪府松原市一津屋4丁目11番9号
	氏名又は 税理士法人名	泰松 弘
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	滞納支部会費「督促状」・・・・・・1通	

【注意】

近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。

公示の方法による送付書

令和6年10月17日

下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。

近畿税理士会
会長 石原 健次

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	143497
	事務所住所又は 税理士法人事務所住所	京都市右京区西院矢掛町29
	氏名又は 税理士法人名	沖田 善文
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	滞納支部会費「督促状」・・・・・・1通	
【注意】 近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。		

公示の方法による送付書

令和6年10月17日

下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。

近畿税理士会
会長 石原 健次

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	86275
	事務所住所又は 税理士法人事務所住所	神戸市中央区相生町5丁目12番7号生田 ビル4F
	氏名又は 税理士法人名	佐田 尚裕
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	滞納支部会費「督促状」・・・・・・1通	

【注意】

近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。

公示の方法による送付書

令和6年10月17日

下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。

近畿税理士会
会長 石原 健次

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	138806
	事務所住所又は 税理士法人事務所住所	神戸市兵庫区西柳原町3番17号シャトー 大野405
	氏名又は 税理士法人名	榎本 昭博
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	滞納支部会費「督促状」・・・・・・1通	

【注意】

近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。

公示の方法による送付書

令和6年10月17日

下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。

近畿税理士会
会長 石原 健次

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	115809
	事務所住所又は 税理士法人事務所住所	兵庫県西宮市東山台3丁目6番地12
	氏名又は 税理士法人名	繁田 善史
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	滞納支部会費「督促状」・・・・・・1通	

【注意】

近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。

公示の方法による送付書

令和6年10月17日

下記の書類は当会 経理部に保管していますので、来会のうえ受領してください。

近畿税理士会
会長 石原 健次

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	82752
	事務所住所又は 税理士法人事務所住所	兵庫県川西市絹延町1-8-(303)
	氏名又は 税理士法人名	泉 平八
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	滞納支部会費「督促状」・・・・・・1通	

【注意】

近畿税理士会滞納会費徴収整理規程第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。